

春日部市春日部消防署浜川戸分署・幸松分署
災害対応特殊救急自動車

仕様書 No. 1

令和 7 年度
春日部市消防本部

春日部市春日部消防署浜川戸分署 災害対応特殊救急自動車仕様書

第1 総 則

1 目的

この仕様書は、春日部市消防本部（以下「消防本部」という。）が、令和7年度に購入する春日部市春日部消防署浜川戸分署災害対応特殊救急自動車について必要な事項を定める。

- (1) 購入品目 災害対応特殊救急自動車
- (2) 購入台数 1 台
- (3) 納入期限 令和7年12月26日（金）
- (4) 納入場所 春日部市谷原新田2097番地1
春日部市消防本部

2 高規格救急自動車の規格

- (1) 救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）に定める応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する四輪駆動のものであり、救急業務実施基準（昭和39年3月3日付け自消甲教発第6号通知。以下「実施基準」という。）第10条に定める要件に適合するものであること。
- (2) 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱の規定に適合する車両であること。
- (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- (4) 艤装材料は、日本工業規格又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものを使用すること。
- (5) 製造工場については品質管理システムを構築していること。
- (6) 受注者は、製造全般にわたり厳重な検査を実施することとし、製造は品質保持ならびに環境配慮した工場にて製造すること。
- (7) 製作にあたってはこの仕様書を十分に満たすほか、受注者は消防本部の要望を十分取り入れること。なお、この仕様書に明記されていないものは、メーカーの公表した仕様とする。
- (8) 高度救命処置用資機材の取り付け位置等は、発注者と協議し、高度救命処置用資機材受注者が責任をもって施工すること。

3 提出図書、書類等

- (1) 契約締結後、60日以内に次の図書をA4版に編冊し、消防本部に2部提出するとともに、承認を受けること。

ア 製作工程表
イ 車体艤装図（四面図）
ウ 艤装制作図
エ 電気配線図（シャシ関係、艤装関係）
オ 電気容量計算書
カ 高度救命用資機材及び積載品配置図
キ その他、消防本部が指定するもの

- (2) 完成車の納入時に、次の図書をA4版に編冊し、2部（一部を除く）提出すること。

ア 完成図
イ 車両取扱説明書
ウ 高度救命用資機材及び積載品配置図
エ 保証書
オ その他、消防本部が指定するもの

4 検査

- (1) 中間検査

受注者は、車両の製作工程中に書面にて受検の申請を行い、製作工場等において消防本部の中間検査を受けるものとする。

- (2) 竣工検査

受注者は、車両の完成時に書面にて受検の申請を行い、消防本部において、完成車、取付品、附属品、積載品等のすべてについて消防本部の竣工検査を受けるものとする。

検査を受けるときは、検査日時、場所及び要領を記載した検査依頼書を検査予定日の30日前までに提出し、消防本部の承認を受けること。不相当と認められた箇所は、消防本部が指定する日までに無償で修理又は取り替えを行うこと。

5 納車

- (1) 完成車は、関東運輸局埼玉陸運支局の行う車体検査及び新規登録を受け、各部の点検、調整、清掃、手入れ等を十分に行ったうえ納入すること。

- (2) 完成車の登録に要する諸経費（自賠責保険料、重量税及びリサイクル費用）は、受注者が立替払いとし、納入後に発注者に請求するものとする。
- (3) 更新する車両の廃車手続き等は、発注者が行うものとする。
- (4) 車両登録時における自動車登録番号は、発注者が指定する番号とする。
- (5) 燃料は、タンク容量の上限まで給油しておくものとする。

6 技術指導

受注者は、車両納車後、消防本部が指示する日時に指導員を派遣し、技術指導をすること。

7 保証期間

保証期間は、納車後 12 ヶ月間とする。

また、メーカー保証が 12 ヶ月よりも長期の場合は、メーカー保障期間を優先すること。

なお、保証期間後においても設計不良、工作不良あるいは材質不良に起因する故障及び使用に際して支障が発生した場合は、無償にて修理又は取り替えを行うこと。

第2 災害対応特殊救急自動車

1 シャシ及び艤装仕様

(1) 主要諸元

- ア 全 長：5, 650 mm (±100 mm)
- イ 全 幅：1, 900 mm (±100 mm)
- ウ 全 高：2, 500 mm (±100 mm)
- エ ホールベース：3, 110 mm (±100 mm)
- オ 車 の 形 状：セミキャブオーバー型
- カ 乗 車 人 員：7名以上
- キ 動力伝動装置：オートマチックトランスミッション
- ク 駆 動 方 式：四輪駆動
- ケ 制 動 方 式：ABS (アンチロックブレーキシステム)
- コ ステアリング：パワーステアリング

(2) エンジン

- ア 形 式：水冷4サイクルガソリンエンジン
- イ エンジン出力：108 kw以上

(3) 構造、機能等

- ア 車体は、全有蓋で密閉式構造のものであること。
- イ 車体後部はストレッチャーによる搬入が容易に行われる構造のものであること。
なお、バックドアはフルオープン跳ね上げ式とすること。
- ウ 傷病者を収容する部分は、ベッドの両側の空間、ベッド頭部側の座席とベッドとの間の空間及び室内高が、実施基準第11条に定める資機材を用いた業務の遂行に支障のないものであること。
- エ 資機材の機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるものであること。
- オ 緩衝装置は資機材を用いた業務の遂行にあたり十分な性能を有するものとする
と。
- カ 仰臥位の傷病者の観察や体位変換が可能な機能を有すること。
- キ メーンストレッチャー積載架台は次の機能を有するものであること。
 - (ア) 加速度等により生ずる揺れを十分に吸収できるものであること。
 - (イ) 左右にスライドできるものであること。
 - (ウ) 防水性能があること。
 - (エ) 磁気ダンパー式であること。

ク メーンストレッチャーの頭部側に、傷病者の観察や器具操作が容易に行える座席を設置すること。

ケ 前席側と傷病者室側とを隊員が行き来できる構造とすること。

コ 傷病者室フローアは、防水処理を十分に施し、水洗いが可能な構造とすること。

(4) 装備品・取り付け品等

ア 車体の両側面及び後面に、法令に適合する反射材を設けること。（詳細は別途協議）

イ 車両前面中央部に消防章（直径約150mm）を設けること。

ウ 車両前後のナンバープレート枠を設けること。

エ 電動格納式ドアミラーを設けること。

オ フロントアンダーミラーを設けること。

カ 助手席側にアウトサイドミラーを設けること。

キ 電子インナーミラーを設けること。

ク パノラミックビューモニターを設けること。

ケ サイドバイザーを設けること。

コ リアバンパーに傷つき防止板（アルミ縞板）を設けること。

サ タイヤは、ラジアルタイヤを装備（用意）すること。

また、スペアタイヤもラジアルタイヤ1本を装備すること。

シ ブリジストンのスタッドレスタイヤ4本を装備すること。

ス 隊員が乗降しやすいように各開口部にアシストグリップを設けること。

セ キャビン内にフロアマットを設けること。

ソ 助手席にインナーミラーを設けること。

タ 傷病者室の窓ガラスはプライバシーを講じること。（右側：全面白色又は窓無し
左側：小窓一部透明のその他全面、後部：全面）

チ 傷病者室内にデジタル電波時計を設けること。

ツ 傷病者室内に温湿度計を設けること。

テ 傷病者室天井付近にウォールポケット（網棚）を設けること。

ト ルーフサイド収納庫を設け、最前は施錠付きとすること。

ナ 前席及び傷病者室前向きの座席は3点式シートベルト、傷病者室横向きの座席は2点式シートベルトを装備すること。

なお、傷病者室前向きの座席はハイバック式の椅子とし、バックボード等固定ベルトを取り付けること。

ニ バックドアに電動式カーテンを設けること。

ヌ 傷病者室とキャビン室を仕切るカーテンを設けること。

ネ ティッシュ／グローブボックスをマグネットタイプで用意し、パーティションボードに取付けること。

(5) 特殊装備品・取り付け品等

ア 集中ドアロック装置を装備し、エンジン始動中も施錠できるようにすること。

なお、ワイヤレスドアロック付きエンジンキーは、予備キーを含め4組以上とすること。

イ 点滴ビン固定装置を4箇所設けること。

ウ 吸引器（ワコー商事/アキュバック・プロR）の取付けブラケットを設けること。

エ 吸引カテーテル保持パイプを設けること。

オ 傷病者室天井右寄りにME機器コード掛けパイプを設けること。

カ 自動体外式除細動器（日本光電/TEC-2603）の取付けブラケットを設けること。

さらに、自動体外式除細動器の専用記録機器を固定させ、電源を取れるようにすること。（詳細は別途協議）

キ 心電図モニター（ベッドサイドモニタ/BSM-3562）の取付けブラケットを設けること。

ク 人工呼吸器（ワコー商事/メデュマット・イージーCPR）の取付けブラケットを設けること。

ケ 加湿流量計（オキシパック/OX-1）の取付けブラケットを設けること。

コ 保育器固定装置（フック、ベルト付き）を設けること。

サ 盗難防止装置を設けること。

シ フロントドア開口部付近に保護シートを設けること。

ス フロントドア左右、サイドステップ、リアステップにアルミ縞板及び滑り止めシートを設けること。さらに、蹴り込み部には保護板を設けること。

セ 運転席及び助手席の後方付近にヘルメット掛けフックを3箇所設けること。

ソ 傷病者室右前方に縦型収納庫、左前方にはClover3000+酸素ボンベキャリアバック固定装置、傷病者室内右サイドに引出、汎用メディカルポール、処置用トレイⅢ、引き戸式（上段処置トレイ付）の収納庫を設置、バックボード等の資機材を収納できる固定装置付きの収納庫及び傷病者室左右面の前後にルーフサイド収納庫を設けること。また、傷病者室座席下部に資機材を収納できるボックスを設けること。

タ 縦型収納庫は、運転席後方に地図入れ（大型）を設け、右側後向き席上部にA 4サイズのホワイトボード（ペンたて、イレーザ付）を設けること。

内部は棚3段とし、調節可能な仕様にすること。

チ Clover3000+酸素ボンベキャリーバック固定装置は、ウェルパス収納庫を設けること。

ツ 運転席と助手席の間にA 3サイズの住宅地図が入るマップケース（厚さ約10cm以上）付AVMモニター用台を設けること。

テ バックドアを開放し、傷病者室へ入るためバックドア開口部左側上部にゴムパッド巻きのグリップ（長タイプ）を設けること。

（6）電装品

ア 資機材に必要な電気容量を確保できるものであること。

イ バッテリー：12V－120AH（20時間率）以上

ウオルタネーター：十分な発電量を確保できるもの

エ 電流計及び電圧計を設けること。

オ 十分な冷暖房機能を有すること。

なお、送風がメインストレッチャーに影響のないよう吹き出し口を設けること。

カ サイレンは、「救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」（昭和45年6月10日付け消防防第337号通知）の別紙「救急自動車の備える電子サイレンの概要」に適合するものであること。

（7）特殊電装品等

ア 運転席付近に半ドア警告灯を設けること。

イ 前後2カメラドライブレコーダーを設けること。（記録媒体の容量は別途協議）

ウ 運転席右側付近にフレキシブルマイクロホンを設けること。

エ 車両の前方に、赤色点滅灯を2個設けること。

オ 車両の右側方及び左側方に、赤色点滅灯と作業灯が一体型の物をそれぞれ2個ずつ設けること。

なお、作業灯は右左独立しての点灯・消灯操作が可能なスイッチを設けること。

カ 車両の前方側面にウインカー連動型のサイドフラッシャーランプを設けること。

キ 車体外部にAC100V電源用の入力コンセント（ヒューズ付）を取り付けること。なお、コンセントは防水対策を施した開閉カバー付とし、接続は磁石式とすること。また、付属するコードは十分な長さで容量を有すること。

ク 助手席にフレキシブルライトを設けること。

- ケ 前照灯は、LEDヘッドランプとすること。
- コ フロント用フォグランプを設けること。
- サ フロントコーナーセンサーを取り付けること。
- シ LED路肩灯（メインスイッチ付）を設けること。
- ス AC100V用出力コンセントを8口及びDC12V用出力コンセントを3口設けること。外部コンセント及びインバーターから供給される電源コンセントと共通を図ること。
- セ インバーター装置（300W）を設けること。
- ソ バッテリー充電設備（過充電防止付・外部入力コンセント付）を設けること。
- タ AC電源自動切り替え装置を設けること。
- チ 傷病者室にLED室内灯（調整機能付き）を設けること。
- ツ 傷病者用照明灯（調整機能付き）を設けること。
- テ 音声式、切替え装置付きバックブザーを取り付けること。
- ト バックドア停止表示灯を設けること。
- ナ 傷病者室に換気扇を設けること。
- ニ 電子サイレンの感謝メッセージ「ご協力ありがとうございました。（女声）」音声合成スイッチを独立取り付けること。（取り付けの位置等は、別途協議）

2 記入文字

- (1) 車両左右側面に、等間隔で「春日部市消防本部」と反射あり青色丸ゴシック体で記入し、文字の大きさは150mm角のカッティングシールとすること。
なお、文字の並びについては、運転席側は車両後方側から、助手席側は車両前方側から記入すること。
- (2) 車両左右側面上部に、「指定マーク及びKASUKABE」と反射あり青色角ゴシック斜体（影付き）で記入し、指定マークの大きさは200mm角、文字の大きさは150mm角のカッティングシールとすること。
なお、文字の並びについては、運転席側は車両後方側から、助手席側は車両前方側から記入すること。
- (3) リヤゲートに、左側から等間隔に「春日部市消防本部」と反射あり青色丸ゴシック体で記入し、文字の大きさは100mm角のカッティングシールとすること。
- (4) リヤゲート上部に、「KASUKABE」と反射あり青色角ゴシック（影付き）で記入し、文字の大きさは150mm角のカッティングシールとすること。

- (5) 車両屋根部分に、車両前方から縦1段で「春日部浜A」と対空文字を大きく黒色丸ゴシック体で記入すること。
- (6) 車両前部両ドアとボンネット助手席側及びリヤゲート運転席側に、無線の呼出名称「救急浜川戸1」と反射あり赤色丸ゴシック体で記入すること。
- なお、文字の並びについては、運転席側は車両後方側から、助手席側は車両前方側から記入すること。
- (7) スペアタイヤ収納具を取り外しするボルトに、『スペアタイヤ脱着ボルト』と分りやすい位置に記入できるように、シールを2枚用意すること。
- (8) 「救急春日部10」のシールを、反射あり赤色丸ゴシック体で5枚用意すること。

3 消防専用電話装置及びAVM（車両運用端末装置）載せ替え

現在稼働中の「救急浜川戸1」の車載無線機及びAVM（車両運用端末装置）を「更新車両」で運用できるように載せ替えること。

また、現在稼働中の「救急春日部2又は救急春日部3」の車載無線機及びAVM（車両運用端末装置）を現在稼働中の「救急浜川戸1」で運用できるように載せ替えること。

なお、作業工程等の詳細は、消防本部と十分打ち合わせすること。

(1) 法令の遵守

無線機の載せ替えにあたっては、下記の法令を遵守しなければならない。

ア 電波法（昭和25年法律第131号）

イ その他関係法令等

(2) 免許申請手続等

無線局の申請等、監督官庁への手続きは受注者が行うこと。

(3) 機器構成

- | | |
|----------------------------------|----|
| ア 車載無線機及びAVM（車両運用端末装置） | 1式 |
| 端末（取付金具付）（車載無線機及び車両運用端末装置のみ載せ替え） | |
| イ 260MHz帯アンテナ（ダイバシティ仕様） | 1式 |
| ウ FOMA用アンテナ | 1式 |
| エ GPS用アンテナ | 1式 |
| オ 送受話器 | 2個 |
| カ 同上接栓付掛金具 | 2個 |
| キ スピーカー | 2個 |
| ク コード類（同軸ケーブル・電源） | 1式 |

(4) 配置車両及び呼出名称

車 種	呼 出 名 称
救急自動車	きゅうきゅうはまかわど1

(5) 施行基準

取り付け工事は、消防本部と十分打ち合わせを行うとともに、電波法の無線設備規則に従うこと。

ア 車載無線機本体及びA V M（車両運用端末装置）は、地図入れ前方のマップケース付A V Mモニター用台に取り付けること。

イ 車載無線機及びA V M（車両運用端末装置）の載せ替え、システムへの設定に係る費用は全て受注者が負担すること。

ウ 車載無線機及びA V M（車両運用端末装置）の載せ替えにより、他の機器の操作及び車両の点検などに支障が生じないものとする。

エ 各種配線は内張りを通すほか、フレキシブル管等により露出しない措置を施すとともに、貫通部、接続部等の保護及び防水、漏水対策を十分に行うこと。

オ 使用するアンテナ、ケーブル類については、事前に車両へ配線するものとし、（旧車両）に使用されていたアンテナ類などについては取り外し後、受注者により適正に処分すること。

カ 各機器の配線及びアンテナは、電流容量と長さに十分な余裕を取るとともに、アンテナ設置については送受信の障害が発生しないよう他の通信機器及び、艀装部品等と隔離するなど干渉・雑音防止対策を十分に行うこと。

キ 車載無線機アンテナ、アンテナケーブル配線、無線用スピーカー、電源配線等は、新品を使用すること。

ク F O M A用アンテナ・G P S用アンテナ・無線L A N用アンテナ、各アンテナケーブル配線、電源配線等は、新品を使用すること。

ケ 無線L A N用アンテナ及びアンテナケーブル配線はA V M（車両運用端末装置）とともに載せ替えること。

コ 無線用スピーカーは、遮断スイッチ付きとし、車内（前室内1個・傷病者室内1個）に取り付けること。取り付け位置は車両運用上及び活動上支障のない場所とし、音量等明瞭でない場合は別途協議すること。

サ 詳細は、別途消防本部と協議すること。

4 取付品及び附属品等については、別表1から別表4に掲げるものとする。

別表 1 補助対象 シヤシ

No	品 名	型 式 ・ 規 格	数量
1	シヤシ	艀装を含む	1 式
2	赤色点滅灯	LED型	1 式
3	保護シート	フロントドア開口部	1 式

別表 2 補助対象 取付品及び附属品

No	品 名	型 式 ・ 規 格	数量
1	メインストレッチャー	ファerno製スカッドメイトモデル9304 (附属品含む) ・ 枕 (TC802及びTC902) ・ 左右サイドアームプレート ・ 左右サイドアームリリースシンケージシステム ・ 患者固定ベルト (95661-A0181) ・ ガートル架 (95660-A0121)	1 台
2	サブストレッチャー	モデル65EXLピン付きタイプ (スクープストレッチャー) (ストラップ及び収納装置等含む) ヘッドイモビライザー(モデル445-S)付き	1 台
3	電子サイレン	出力50W (音声合成内蔵型) ・ マイク付き フェードイン・フェードアウト付きハーモニック仕様 ウーウー音切り替えはハンドル付近	1 個
4	赤色警光灯	フロント・ルーフサイドリアメーカー指定品	2 個
5	消火器	自動車用 6型	1 本

別表 3 補助対象 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品

No	品 名	型 式 ・ 規 格	数量
1	電動サイレン	インパネ式でスイッチは2箇所	1 個
2	G P Sナビゲーション	SD・地上デジタル対応 バックアイモニター装置と一体型 フルセグTVチャンネル付き・ラジオ付き	1 式
3	タイヤチェーン	ゴム製	1 式
4	車輪止め	ゴム製	1 組
5	三角停止表示板		1 式
6	レスキューキット	パール、シートベルトカッター、ウィンドカッター、万能おの	1 式
7	消防章	消防本部名表示、朱色ライン、対空表示含む	1 式
8	スノータイヤ	国産スタッドレスタイヤ・ホイール付き	4 本
9	サイドフラッシャーランプ	ウインカー連動型	1 式
10	フレキシブルマイクロホン	運転席右側付近	1 式
11	合図灯	LED 赤色	1 本
12	懐中電灯	GENTOS BR-AG10M (電池含む)	1 個
13	クーラーボックス	真空パネル採用モデル (容量100程度)	1 式
14	救命浮環	ライフボールS (20mロープ付)	1 個

別表 4 補助対象外 取付品及び附属品

No	品 名	型 式 ・ 規 格	数量
1	傷病者室内用時計	デジタル電波時計	1 式
2	サーチライト	バルカン クラッチ (オレンジ)	1 式
3	盗難防止装置	メーカー純正品	1 式
4	ドライブレコーダー	メーカー純正品 (前後 2 カメラ)	1 式
5	ヘルメット掛け用フック	メーカー艀装	3 箇所
6	ナンバープレート枠	前後	1 式
7	滑り止めシート	フロントドア左右、サイドステップ、リアステップ	1 式
8	外部コンセント	マグネット式エンジンスターターカット	1 式
9	温湿度計	傷病者室用	1 式
10	ウォールポケット	網棚	1 式
11	ホワイトボード	A4サイズ ペン、大型ラーフ、ペン立て付き	1 式
12	耐刃防護衣	HAMANI製 HS-VST (本部名入れ)	3 着
13	救命胴衣	NQS背抜型	3 着
14	牽引ロープ	ナイロン製4t用	1 式
15	拡声器	TS-523R又はTS-533L	2 個
16	合図灯	LED 赤色	1 本
17	懐中電灯	GENTOS BR-AG10M (電池含む)	2 個
18	伸縮カラーコーン	LED 点滅灯付き (小)	4 個
19	関東圏広域道路地図	納入時最新版	1 冊
20	予備電球・ヒューズ	メーカー純正品	1 式
21	補修用塗料	メーカー純正品	3 本
22	車載無線機	載せ替え	1 式
23	車載運用端末装置	載せ替え	1 式
24	作業灯	メーカー指定品 側部左右各2式	1 式
25	フロントコーナーセンサー	ON/OFFスイッチ式	1 式
26	電子インナーミラー		1 式
27	パノラミックビューモニター		1 式
28	処置用トレイⅢ		1 式